

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科（歯学系）学位に関する取扱要領

〔平成17年2月10日〕
歯学系会議承認

改正 平成31年2月13日

改正 令和4年3月14日

第1章 総則

（趣旨）

第1条 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科博士課程の学位授与に関する内規（以下「学位内規」という。）に基づき、この要領を定める。

第2章 岡山大学大学院医歯薬学総合研究科（歯学系）の課程修了認定のために行う学位審査

（学位申請の時期及び資格要件）

第2条 学位内規第2条第1項の規定により学位を申請しようとする者の学位論文を提出する時期は、申請年度の12月中旬（具体的な期日は毎年度、医歯薬学総合研究科教授会歯学系会議（以下「歯学系会議」という。）で定める。）までとする。

2 前項の学位論文は、課題研究セミナーにおいて発表済みのものでなければならない。

（学位申請の手続）

第3条 学位の申請をしようとする者は、次の書類を研究科長に提出しなければならない。

一 学位申請書	1部
二 学位論文	5部
三 参考論文（参考論文を付するときのみ）	5部
四 学位論文の要旨	5部
五 論文目録	5部
六 履歴書	5部
七 学位論文共著者の学位申請同意書	1部
八 学位論文の掲載（予定）証明書	1部
九 学位論文題目届	1部

（審査委員会）

第4条 歯学系会議は、学位論文を審査するため審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、教授又は准教授のうちから選出された3人の委員をもって構成し、学位申請者の所属する教育研究分野の教授及び准教授又は研究指導を委託された教授及び准教授は、含まないものとする。また、主論文の共著者に含まれている教授及び准教授は含まないものとする。

（審査及び最終試験）

第5条 審査委員会は速やかに学位論文の審査及び最終試験を行い、その結果を論文審査報告書、最終試験報告書により研究科長へ報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

(学位授与の可否の決定)

第6条 歯学系会議は、審査委員会の報告に基づいて審査のうえ、投票により可否を決定する。

第3章 論文提出による学位審査

(学位申請の資格要件及び時期)

第7条 学位内規第10条第1項の規定により学位を申請しようとする者は、次の各号の一に該当するもので、別に定める外国語試験に合格し、かつ、課題研究セミナーにおいて発表済みの者でなければならない。

一 大学又は専門学校において歯学の課程を修了した者で、基礎歯学においては大学卒5年以上・専門学校卒6年以上、臨床歯学においては大学卒6年以上・専門学校卒7年以上の歯学研究歴を有する者。

二 歯学の課程を経ない者については、次のいずれかに該当する歯学研究歴を有する者、ただし臨床歯学においては1年を加算する。

- | | |
|----------------|------|
| (1) 医学の大学卒業生 | 5年以上 |
| (2) 医学の専門学校卒業生 | 6年以上 |
| (3) 大学院博士課程修了者 | 2年以上 |
| (4) 大学院修士課程修了者 | 5年以上 |
| (5) 大学卒業生 | 7年以上 |
| (6) 旧制専門学校卒業生 | 8年以上 |

三 その他外国の大学卒業生等の研究歴については、その都度歯学系会議で審議する。

2 前項第一号及び第二号に規定する研究歴は次の一に該当するものとする。

一 大学の専任教員として研究に従事した期間

二 大学院に在学した期間

三 病院医員または研修医として勤務した期間

四 研究生等として在学した期間（平成16年度以前の期間）

五 権威ある機関において、専任職員として研究に従事した期間

六 その他歯学系会議が前各号と同等以上と認める研究に従事した期間

3 学位申請の時期は随時とする。

(学位申請の手続)

第8条 学位の申請をしようとする者は、次の書類に審査料を添え、研究科長に提出しなければならない。

- | | |
|----------------------|----|
| 一 学位申請書 | 1部 |
| 二 学位論文 | 5部 |
| 三 参考論文（参考論文を付するときのみ） | 5部 |
| 四 学位論文の要旨 | 5部 |
| 五 論文目録 | 5部 |
| 六 履歴書 | 5部 |
| 七 研究歴証明書 | 1部 |
| 八 卒業証明書 | 1部 |
| 九 学位論文共著者の学位申請同意書 | 1部 |

十 学位論文の掲載（予定）証明書 1部

十一 学位論文題目届 1部

（審査委員会）

第9条 歯学系会議は論文を審査するため、審査委員会を設ける。

2 審査委員会の組織、委員の選出等については、第4条第2項の規定を準用する。

（審査及び学力の確認）

第10条 審査委員会は速やかに論文の審査及び学力の確認を行い、その結果を論文審査報告書、学力確認報告書により研究科長へ報告しなければならない。

2 前項の学力確認は、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があることを確認するため、専攻の学術に関し、学位論文を中心として、口頭試問及び筆頭試問により行う。

（学位授与の可否の決定）

第11条 歯学系会議は、審査委員会の報告に基づいて、審議のうえ投票により可否を決定する。

第4章 雑則

（その他）

第12条 研究科長が、他の学系から選出されている場合においては、「研究科長」は「副研究科長」と読み替えるものとする。

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は歯学系会議において別に定める。

附 則

この要領は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年 5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。